南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南丹市太陽光発電施設の設置及び管理に関する 条例 (令和元年条例第 20 号。以下「条例」という。)の施行に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(事前協議の手続)

- 第2条 条例第4条第1項の規定による事前協議(以下「事前協議」という。) を行おうとする者は、事前協議書(様式第1号)に次に掲げる図書を添付 の上、正本及び副本各1部を作成し、市長に提出しなければならない。た だし、当該事前協議に係る太陽光発電に関する計画に応じて、その必要が ないと市長が認めるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項 の一部を省略することができる。
  - (1) 事業者に係る図書
  - ア 事業者が個人のとき 住民票の写し(未成年である場合は、その法 定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合は、代理権を 証明する書面及び当該法人の登記事項証明書の写し))
  - イ 事業者が法人のとき 法人の登記事項証明書の写し
  - (2) 別表第1に掲げる図書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
- 2 市長は、前項の事前協議書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、当該事業に関し協議すべき事項を取りまとめ、当該事前協議書を提出した者(以下「事前協議者」という。)に通知するものとする。
- 3 事前協議者は、前項の規定による通知を受けたときは、協議すべき事項 の所管課又は関係機関とそれぞれ協議を行い、協議を成立させ、それぞれ 所管課又は関係機関から書面で協議を了した旨の確認を受けなければな らない。
- 4 事前協議者は、第2項の規定による通知を受けた日から起算して1年を経 過する日までに前項の協議を開始するものとし、同日までに当該協議を開 始しない場合は、改めて事前協議書を市長に提出しなければならない。
- 5 事前協議者は、協議すべき事項の全てについて所管課又は関係機関から 協議を了した旨の確認を受けたときは、その協議の結果を取りまとめ、速 やかに市長に提出しなければならない。

6 市長は、前項及び次条の規定による報告等を確認したときは、事前協議 終了通知書(様式第2号)に事前協議書の副本を添えて事前協議者に通知 するものとする。

(周辺住民等への説明)

- 第3条 条例第5条第1項の規定による説明会は、前条第1項の事前協議書の提出後において、次に掲げる者(以下「周辺住民等」という。)に対して行うものとする。
  - (1) 事業区域に隣接する土地及び建築物の所有者、管理者及び居住者
  - (2) 事業区域及び隣接する土地の所在する区(南丹市区設置規則(平成 18年規則第6号)第1条に規定する区をいう。)の範囲に居住する住民
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者
- 2 条例第5条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 意見の申出の方法
  - (2) 個人情報の適正な取扱いのため事業者が講ずる措置の内容
- 3 条例第5条第3項に規定する見解を記載した書面は、見解書(様式第3号) によるものとする。
- 4 事前協議者は、条例第5条第3項の規定による意見の申出を受けたときは、 協議結果報告書(様式第4号)に当該意見者に対して交付した見解書の写 しを添付して、これを市長に提出しなければならない。
- 5 条例第5条第4項の規定による報告は、周辺住民等に対する事前周知結果 報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出し なければならない。
  - (1) 周知を行った地域の範囲を示した図面
  - (2) 説明会で使用し、又は配布した図書の写し
  - (3) 説明会を開催した状況を確認することができる写真
  - (4) 説明会に出席した者の名簿の写し
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(届出)

第4条 条例第6条第1項の規定による届出は、太陽光発電施設設置事業計画 (変更)届出書(様式第6号)に別表第1に掲げる図書を添付して、これを 市長に提出しなければならない。ただし、別表第1に掲げる図書のうち、 第2条の規定により、事前協議書に添付した図書に変更がないときは、省 略することができる。 (施設基準)

- 第5条 条例第7条に規定する施設基準は、別表第2に定めるとおりとする。 (変更の届出)
- 第6条 条例第8条第1項による届出は、太陽光発電施設設置事業計画(変更) 届出書(様式第6号)に別表第1に掲げる図書のうち、事業計画の変更に関係するものを添付して、これを市長に提出しなければならない。
- 2 条例第8条第1項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 設置工事の着手予定日を当該予定日以前の日にする変更以外の着手 予定日の変更
  - (2) 事業区域の面積のみを変更する行為であって、変更前の面積の1割 以内を縮減するもの
  - (3) 太陽光発電設備の出力を縮小するもの

(工事着手等の届出)

- 第7条 条例第9条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める書面を市長に提出して行わなければならない。
  - (1) 工事に着手するとき 工事着手届出書(様式第7号)
  - (2) 工事を中止又は再開するとき 工事中止 (再開) 届出書 (様式第8 号)
  - (3) 工事が完了したとき 工事完了届出書(様式第9号)

(管理者等に関する情報の掲示等)

- 第8条 条例第11条の規定による掲示は、太陽光発電施設の管理者等に関する情報(様式第10号)の看板を設置することにより行うものとする。
- 2 事業者は、前項の看板に記載した事項に変更が生じたときは、当該看板に記載した事項を速やかに訂正するものとする。

(廃止の届出)

- 第9条 条例第13条第1項の規定による届出は、事業廃止届出書(様式第11号) を市長に提出して行わなければならない。
- 2 条例第13条第2項の規定による届出は、事業廃止完了届出書(様式第12号)を市長に提出して行わなければならない。

(身分証明書)

第10条 条例第15条第2項の規定による証明書は、立入調査職員証(様式第 13号)とする。 (公表)

第11条 条例第18条の規定による公表は、南丹市公告式条例(平成18年条例 第3号)の規定による掲示場への掲示、市のホームページへの掲載その他 市長が適当と認める方法により行うものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第2条、第4条関係)

図書の種類	図書に明示すべき事項
位置図	方位、縮尺及び事業区域
事業計画書	・事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっ
	ては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の
	所在地)
	・設置工事の着手及び完了の予定日
	・事業区域の所在地及び面積
	・太陽光発電施設の発電出力
	・太陽光発電施設の維持管理計画(太陽光発電施設
	の廃止後において行う措置を含む。)
	・設置工事の設計内容
	・防災上の措置に関する計画
	・良好な自然環境等の保全に関する計画
	・設置工事の施工に伴う騒音及び振動の防止又は抑
	制に関する計画
	・資材、廃材等の管理に関する計画
	・既存の道路・水路等の管理に関する計画
	・事業の施工に当たって要する他の法令及び条例に
	よる許可、認可等に関する事項
設計説明書	造成、排水、設置方法等に関する基本方針
区域内権利者一	・物件の種類、所在地及び地番
覧表	・権利の種類、権利者の氏名又は名称
	・事業者以外の権利者があるときは、賃貸借契約書
	の写し、使用承諾書その他これらに相当するもの

登記事項証明書	・事業区域内のもの
	・副本には写しを添付でも可
隣接土地所有者	所在地、地番及び権利者の氏名又は名称
一覧	
公図の写し	・事業区域及びその隣接地(事業区域を朱線で明示
	すること。)
	・副本には写しを添付でも可
現況平面図	・縮尺 1/1,000以上
現況写真	
土地利用計画図	・縮尺 1/1,000以上
	・事業区域の境界、現況道路名、河川名、発電設備、
	緑地、防災・緩衝施設等の配置等がわかるもの
土地造成計画平	・縮尺 1/1,000以上
面図、断面図	・事業区域の境界、切土箇所・盛土箇所、高低差、
	法面の勾配角度、保護措置(擁壁等)の設置状況等
	がわかるもの
雨水排水計画	事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水施設配
	置図、排水方向、放流先(その管理者)等がわかる
	もの
太陽光発電設備	太陽電池モジュール、パワーコンディショナの仕様
仕様書	がわかるもの
他の法令による	
許可又は認可等	
を受けている場	
合はその写し	

## 別表第2(第5条関係)

周辺地域の景観との	・事業区域内の構築物は、南丹市景観条例(平
調和及び事業区域内	成25年条例第23号)の規定によるほか、周囲の
の環境保全	景観に調和した色彩としていること。
	・事業区域内に生育する木竹の伐採は事業区域
	への進入路、排水施設等設置のための必要最小

限度のものであること。 ・土砂流出等による濁水の発生防止のために必 要な措置が講じられていること。 ・事業区域が住宅地に近接する場合は、太陽光 の反射を防ぐため、低反射のものを使用し、植 栽等の設置その他の必要な措置が講じられてい ること。 ・太陽光発電設備に係るパワーコンディショナ が住宅等に隣接して設置される場合は、防音壁 の設置その他の騒音及び低周波音を軽減するた めの措置が講じられていること。 ・事業区域において切土、盛土、埋土等の造成 防災上の措置 を行う場合は、進入路の確保や排水施設等の設 置のため必要最小限度のものであること。 ・雨水やその他の地表水が排除できるよう対策 を講じていること。 安全性の確保 ・構内に容易に立ち入ることができないよう柵 塀等を設置した上で、外部から見えやすい位置 に立ち入り禁止の表示を掲げる等の対策を講じ ていること。 廃止後において行う 太陽光発電施設の廃止後は、事業者の責任にお 措置 いて、次に掲げる措置を行うこと。 ア 太陽光発電施設を速やかに撤去するこ と。 イ 太陽光発電施設の撤去・廃棄について、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45年法律第137号)、建設工事に係る資材の 再資源化等に関する法律(平成12年法律第 104号)及び「太陽光発電設備のリサイクル 等の推進に向けたガイドライン(環境省)」 その他関係法令等に従い、適正な処理を行

うこと。
ウ 事業区域であった土地について、修景、
緑化、整地その他の景観上又は防災上必要
な措置を行うこと。

附則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。